

# 仮 処 分 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和2年(ヨ)第2号投稿記事削除仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に代わり第三者弁護士法人兼六法律事務所に、債務者のために金30万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

## 主 文

債務者は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を、仮に削除せよ。

令和2年6月17日

金沢地方裁判所七尾支部

裁 判 官 堂 英 洋

これは正本である。

令和2年6月17日

金沢地方裁判所七尾支部

裁判所書記官 塚林卓也



(別紙)

当事者目録

〒920-0932

石川県金沢市小將町3番8号

弁護士法人兼六法律事務所（送達場所）

債権者代理人 弁護士 森 岡 真 一

同 上 弁護士 森 長 大 貴

電 話 076-232-0130

FAX 076-232-0129

〒367998

シンガポール共和国プレイフェアロード80

カポファクトリービル#7-15

(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY BUILDING

SINGAPORE 367998)

債 務 者

パケットモンスターインク

ピーティーイー エルティーディー

(PACKET MONSTER INC.PTE.LTD)

上記代表者取締役

エフェンディ アーメッド

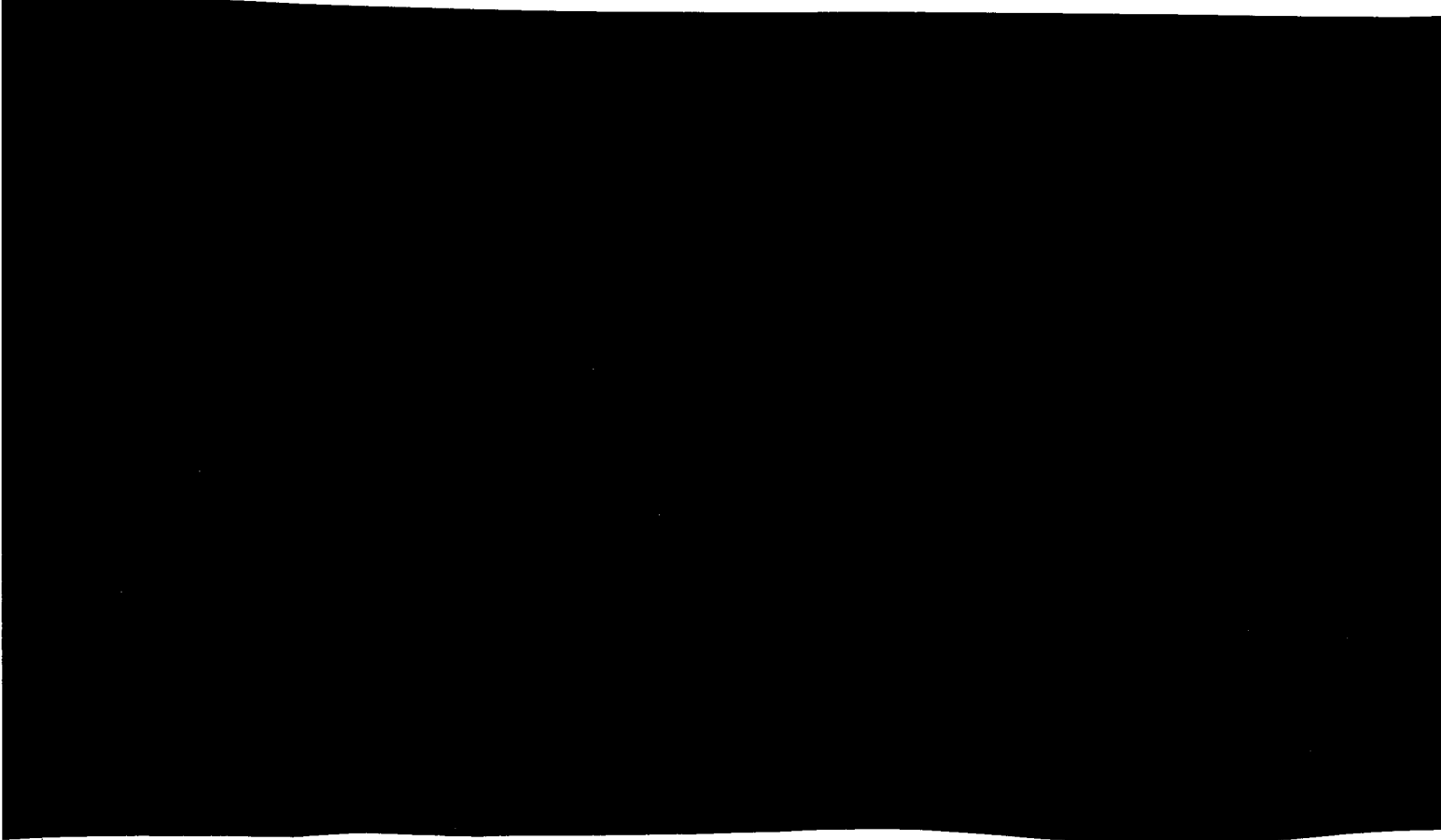
ハリス メリカン

(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

(別紙)

## 投稿記事目録

1 閲覧URL <http://ikura.2ch.sc/test/read.cgi/bakanews/1364319317/>  
番号 401  
投稿者 校倉木造 ◆P3. AZEKURA  
日時 2016/03/31(木) 18:38:09.52



2 閲覧URL <http://toro.2ch.sc/test/read.cgi/news2/1458380566/>  
番号 16  
投稿者 校倉木造 ◆P3. AZEKURA  
日時 2016/03/31(木) 18:34:02.34

